

郡山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第9号

郡山市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(郡山市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 郡山市道路占用料徴収条例(昭和47年郡山市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条の2関係)				別表(第2条、第5条の2関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円	第1種電柱	1本につき1年	570円	
	第2種電柱		1,000円	第2種電柱		870円	
	第3種電柱		1,400円	第3種電柱		1,200円	
	第1種電話柱		600円	第1種電話柱		510円	
	第2種電話柱		960円	第2種電話柱		810円	
	第3種電話柱		1,300円	第3種電話柱		1,100円	
	その他の柱類	60円	その他の柱類	51円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5円	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円	地下に設ける電線その他の線類	1年	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	500円		郵便差出箱及び信書便差出箱	420円			
広告塔	表示面積1平方メートル	1,900円	広告塔	表示面積1平方メートル	1,800円		

		ルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		720円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4円
	その他のもの		12円
	5号に規定する自動運行装置による検知の対象として		

		ルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		610円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
	その他のもの		10円
	5号に規定する自動運行装置による検知の対象として		

	設置する 導線その 他の線類		
	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	960円
	その他の上空に設けるもの	占用面積1平方メート	600円
	もの 地下に設けるもの	ルにつき1年	360円
	その他のもの		1,200円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの		(略)
	室 階数が2のもの		
	第1項第5号に掲げる施設 階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	掲げる施設 上空に設ける通路		950円
	地下に設ける通路		570円
	その他のもの		1,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	19円
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	190円
道路看板（アーチで一時的に設けるもの）		表示面積1平方メート	190円

	設置する 導線その 他の線類		
	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類	1本につき1年	810円
	その他の上空に設けるもの	占用面積1平方メート	510円
	もの 地下に設けるもの	ルにつき1年	300円
	その他のもの		1,000円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下階数が1のもの		(略)
	室 階数が2のもの		
	第1項第5号に掲げる施設 階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	掲げる施設 上空に設ける通路		900円
	地下に設ける通路		540円
	その他のもの		1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	占用面積1平方メート ルにつき1日	18円
	その他のもの	占用面積1平方メート ルにつき1月	180円
道路看板（アーチで一時的に設けるもの）		表示面積1平方メート	180円

法 施 行 令。 (昭 和 27 年 政 令 第 479号 。 以 下 「 政 令 」 と い う 。) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	あるものを除く の	ルにつき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メー ルにつき1年	1,900円
	標識	1本につき1年	960円
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日 19円
	その他のもの	1本につき1月	190円
	幕（政令第7条 第4号に掲げる と工事用施設であ るものを除く。 ）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メー ルにつき1日 19円
	その他のもの	その面積1平方メー ルにつき1月	190円
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月 1,900円
	その他のもの		950円
	政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メー ルにつき1年	1,200円
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メー ルにつき1月	190円
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		120円
	政 令 第 7 面 下（当該路面下の地下を除く。	トンネルの上又は高架の道路の路 占用面積1平方メー ルにつき1年	Aに0.013 を乗じて

法 施 行 令。 (昭 和 27 年 政 令 第 479号 。 以 下 「 政 令 」 と い う 。) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	あるものを除く の	ルにつき1月	
	その他のもの	表示面積1平方メー ルにつき1年	1,800円
	標識	1本につき1年	810円
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日 18円
	その他のもの	1本につき1月	180円
	幕（政令第7条 第4号に掲げる と工事用施設であ るものを除く。 ）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方メー ルにつき1日 18円
	その他のもの	その面積1平方メー ルにつき1月	180円
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき1月 1,800円
	その他のもの		900円
	政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メー ルにつき1年	1,000円
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メー ルにつき1月	180円
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設		100円
	政 令 第 7 面 下（当該路面下の地下を除く。	トンネルの上又は高架の道路の路 占用面積1平方メー ルにつき1年	Aに0.012 を乗じて

条 第8号に掲げる施設)に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの
	その他のもの	
政令第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
政令第10号に掲げる施設及び	建築物	
	その他のもの	

得た額
Aに0.018を乗じて得た額
(略)
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.026を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額

条 第8号に掲げる施設)に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの
	その他のもの	
政令第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
政令第10号に掲げる施設及び	建築物	
	その他のもの	

得た額
Aに0.017を乗じて得た額
(略)
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額

自動車駐 車場	
政令第7条第11号に掲げる 応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
	政令第7条第12号に掲げる器具
政令第7条第13号に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
	政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設

		自動車駐 車場	
Aに0.017 を乗じて 得た額	政令第7条第11号に掲げる 応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額			Aに0.022 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額			Aに0.031 を乗じて 得た額
Aに0.026 を乗じて 得た額		政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025 を乗じて 得た額
Aに0.017 を乗じて 得た額	政令第7条第13号に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
Aに0.024 を乗じて 得た額			Aに0.022 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて 得た額			Aに0.031 を乗じて 得た額
Aに0.034 を乗じて			

Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.022 を乗じて 得た額	
Aに0.031 を乗じて 得た額	
Aに0.025 を乗じて 得た額	
Aに0.015 を乗じて 得た額	
Aに0.022 を乗じて 得た額	
Aに0.031 を乗じて 得た額	

	得た額	
備考（略）		備考（略）

（郡山市都市公園条例の一部改正）

第2条 郡山市都市公園条例（昭和40年郡山市条例第112号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																										
<p>（行為の禁止）</p> <p>第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>張り紙</u>若しくは<u>張り札</u>をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">公園の使用料</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 公園を占有する場合（法第5条の2第2項第6号の利便増進施設（以下「利便増進施設」という。）を設ける場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>送電塔その他これに類するもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">960円</td> </tr> <tr> <td>水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル</td> <td style="text-align: right;">25円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	500円	送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円	標識	1本につき1年	960円	水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	25円	<p>（行為の禁止）</p> <p>第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可（以下これらの許可を「公園の使用の許可」という。）に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) <u>はり紙</u>若しくは<u>はり札</u>をし、又は広告を表示すること。</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">公園の使用料</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 公園を占有する場合（法第5条の2第2項第6号の利便増進施設（以下「利便増進施設」という。）を設ける場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>1個につき1年</td> <td style="text-align: right;">420円</td> </tr> <tr> <td>送電塔その他これに類するもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td style="text-align: right;">810円</td> </tr> <tr> <td>水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの</td> <td>長さ1メートル</td> <td style="text-align: right;">21円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	(略)			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円	送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	標識	1本につき1年	810円	水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	21円
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円																																									
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	500円																																									
送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円																																									
標識	1本につき1年	960円																																									
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	25円																																									
区分	単位	金額																																									
(略)																																											
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円																																									
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円																																									
送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円																																									
標識	1本につき1年	810円																																									
水道管、ガス管外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	21円																																									

等の地下埋設物	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		720円
看板、掲示板類	表示面積1平方メートルにつき1月		190円
工事中施設	占有面積1平方メートルにつき1月		190円
工事中材料置場			

備考 (略)

5 利便増進施設を設ける場合

区分	単位	金額
自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.017を乗じて得た額

等の地下埋設物	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		610円
看板、掲示板類	表示面積1平方メートルにつき1月		180円
工事中施設	占有面積1平方メートルにつき1月		180円
工事中材料置場			

備考 (略)

5 利便増進施設を設ける場合

区分	単位	金額
自転車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.015を乗じて得た額

地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900円
6 (略)		

地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,800円
6 (略)		

(郡山市郡山駅西口駅前広場条例の一部改正)

第 3 条 郡山市郡山駅西口駅前広場条例（平成14年条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(禁止行為)				(禁止行為)			
第15条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。				第15条 駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
(5) 張り紙又は張り札をすること。				(5) はり紙又ははり札をすること。			
(6)・(7) (略)				(6)・(7) (略)			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
1 占用料及び使用料				1 占用料及び使用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
占用料	(略)			占用料	(略)		
	第 3 条第 4 号の工作物、物件又は施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,100円		第 3 条第 4 号の工作物、物件又は施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,000円
使用料	(略)			使用料	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			
2 (略)				2 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中郡山市都市公園条例第 5 条及び第 3 条中郡山市郡山駅西口駅前広場条例第 15 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(郡山市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の郡山市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(郡山市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の郡山市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(郡山市郡山駅西口駅前広場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の郡山市郡山駅西口駅前広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占有料の額について適用し、同日前の占有の期間に係る占有料の額については、なお従前の例による。